

【第31準備書面（その1）の要旨】

第1 はじめに

本準備書面は、避難に関する損害（損害A）、人生破壊に関する損害（損害C）及び財物に関する損害（損害D）に対する被告東電準備書面（11）による反論が失当であることを述べるものである。

第2 全般的な事項：精神的損害の区分について

1 原告の請求は精神的損害の「細分化」であるとの反論が失当であること

（1）慰謝料の要素を切り分けて評価し算定を積み上げることは不可避的に重複評価を生じるものであって慰謝料の算定方法として妥当でないとの反論について

問題の本質は「損害の完全評価」であり、原告の請求事項及び金額は重複していない。

（2）中間指針等は、諸々の精神的損害を含めて慰謝料額を月額10万円と定めているとの反論について

①反論が挙げる中間指針等の損害項目は避難に関する損害に過ぎない。

②中間指針等の賠償金額が避難の実態と大きく乖離していることは、既に主張、立証済である。

（3）そもそも損害を様々な費目・名目により細分化すれば請求が認められるとすることは中間指針等の機能の観点からも妥当でないとの反論について

①中間指針等が損害の対象としなかったものは賠償すべきではないと言うに等しく、中間指針等を法令のごとく規範化する誤りを侵し

ている。

②そもそも反論は、中間指針等が被告東電の納得し得る範囲の最低限の損害項目及び金額を限度として策定されていることを無視したものである。

③反論は中間指針の慰謝料に「被ばくによる不安全感」が含まれているかのように述べているが、中間指針が「被ばくによる不安全感」を損害賠償の対象としておらず誤用である。

第3 避難生活に関する損害（損害A）について

1 原告の避難生活に伴う精神的損害は1450万円を超えるものではないとの反論が失当であること

（1）精神的損害は1450万円を超えないとの反論について

そもそも中間指針等が、被告東電の納得し得る範囲の最低限の損害項目及び金額を限度として策定されて、避難の実態から大きく乖離していることは、従前から詳述しているとおりである。

（2）職業生活という生活基盤を本件事故によって奪われたという事情は原告には妥当しないとの反論について

①反論が挙げる事由は避難に関する事由ではなく、人生破壊に関する損害中の一次的被害である「就労の機会喪失」に該当するものである。

②原告が、反論のいう双葉町の「旧居住者」ではなく「現居住者」であることは、住民票の記載から明かである。

（3）政府の避難指示によって従前の地域コミュニティから全く切り離された避難生活を余儀なくされたという事情は原告には妥当しないとの反論について

①反論は、避難所での生活が集団生活であることが過酷さを緩和

する事由となっているとしているが、かかる反論は、被告東電が避難者に対し、集団生活を強いた上に更に愚弄するに等しい。

②中間指針の賠償額は避難の実態から大きく乖離しているが、その中間指針でさえも避難所における集団生活を加算事由としている。

(4) 校長室という個室内で生活し、一定程度プライバシーが確保された空間で生活していたことが窺えるとの反論について

①原告は、町長兼災害対策本部長として、被告東電により惹起させられた本件事故につき、住民の生命、身体及び財産を守るという責務を適切に果たすべく、不眠不休で執務するために、校長室での24時間体制の執務を強いられていた。

②反論は、かかる実状を無視するものであって、原告を愚弄するものである。

(5) 埼玉県加須市は交通の便も良好であり、そのような中で原告が行動の自由や移動の自由について制限されていたものでもないとの反論について

反論は、個人旅行のように「交通の便」を挙げて減額事由としているに等しく、避難生活者を愚弄するものである。

(6) 双葉町元気農園が開園しているとの反論について

①反論が挙げる「双葉町元気農園」は、被告東電が設けたものではなく、過酷な避難生活を緩和するために、住民相互の自助努力によって設けられたものである。

②それをあたかも自身の功績であって減額事由であるかのように反論に用いることは、避難者の自助努力を愚弄するものである。

(7) 借家に入居して以降は校長室内での生活に比して生活環境は改善しているとの反論について

①原告が避難所から借り上げ住宅に移ったのは、町長兼町対策本

部長として、避難所において、長期間に亘り、24時間体制の執務を強いられていたために、体力的、精神的に極度の疲労に陥っていたことによるものである。

②したがって、原告が借り上げ住宅へ移ったことは、避難所生活の過酷さを如実に示したものと言うべきであって、反論は、避難所生活の過酷さ及び原告の町長兼町災害対策本部長としての過酷な執務の実態を理解しないものである。

2 双葉町長としての損害についての反論が失当であること

(1) 「町長としての職務に伴う負担として受忍すべきもの」との反論について

①反論によれば、被告東電が惹起した本件原子力災害に対処するために被災自治体に発生した人件費、物件費等の諸経費は、被災自治体が法律上の責務として実施したという理由で、損害に当たらないこととなる。

②しかし、本件原子力災害が惹起させられたことにより発生させられた諸経費であることは何人も否定し得ない事実であり、当然に原賠法が定める「損害」に該当することは明かであり、かつ、これを該当しないとする法令上の規定は全くない。

③現に、JCO事故において、茨城県が災害救助法に基づく職務として実施した災害救助につき、それに要した費用は、後に、全額、事業者であるJCOから全額補償されていることは、原告が既に述べているとおりである。

④反論の「受忍論」は許しがたい暴論であることは、例えば消防署に放火した犯人が、消防署の職員に対し、「消火は消防署職員の法律上の職務だから受忍すべきである」と嘯くのと同じ類いである。

(2) 「それぞれの仕事の関係で本件事故後に負担を負った場合・・

広く賠償の対象とされて慰謝料額が算定されている」との反論について

①避難生活の過酷な内容は、個々の避難者ごとに異なるのは当然であり、避難生活に対する損害額にも、最低額から最高額まで大幅な差異が発生することも当然のことである。

②一方、中間指針等が、全避難者に共通の損害、すなわち最低限度の損害額を基準に賠償額を算定していることは、中間指針の記載自体からも、明らかである。

(3) 「東京地方裁判所平成31年3月27日判決が合理的なものである」との反論について

同判決が、理由齟齬の不当判決であって反論の根拠にならないことは、原告が既に述べているとおりである。

(4) 「東京地方裁判所平成30年6月27日判決についての原告の主張に理由がない」との反論について

①反論は、あたかも当該判決が、マンション管理組合理事長の業務の範囲内であれば全て受忍すべきことを判示したかのように引用している。

②しかし、判決は、マンション内の居住者によるトラブル事案につき、理事長の業務の増加は受忍すべき程度の事案にとどまるとして、損害の発生自体を否定したものであり、受忍すべき程度を越えれば当然に損害の発生が認められることを前提としているのである。

③甚大な原子力災害を惹起した事業者が、マンション内の日常的なトラブルに対処した管理組合理事長の損害に関する事例判決を根拠に、自らの加害責任を全面的に否定する発想自体が異常である。

④現にJCO事故においては加害事業者が損害賠償していることは、既に述べたとおりである。

第4 人生破壊に関する損害（損害C）についての反論が失当であること

1 一次的被害について

（1）生活環境の破壊

①原告が主張している「生活環境の破壊」につき、反論は本件地震・津波の影響が寄与しているとするが、原告が居住する双葉町全域が、被告東電の原子力発電所から放出された放射性物質によって汚染されて「住めない町」とされたことによるものであり、失当である。

②反論は避難指示の解除を理由とするものであるが、それは、双葉町全体からすれば極くわずかの区域に過ぎず、しかも、その解除は、被ばくの実効線量を年間 20 mSv とするものであって、炉規法に基づく告示の年間 1 mSv に違反し、国民の人格権としての「被ばくしない（させられない）権利」を侵害する違法なものであることは、原告が従前から繰り返し述べてきていているとおりである。

③反論の挙げる賠償額 1450 万円は、避難に関する損害（損害A）に対するものであり、人生破壊に関する損害（損害C）を含むものではない。

（2）就労の場の喪失による逸失利益

①原告が主張しているのは、双葉町における就労機会の喪失であり、株式会社丸井の「本件事故前における会社経営」が双葉町内においては喪失して、その「本件事故前における会社経営」に復帰することができないことである。

②原告が主張しているのは、原告自身の就労機会の喪失であって、反論の会社の経営上の損害とは別の損害である。

③また、反論は精神的損害とするが、逸失利益と精神的損害とは

異なる損害項目である。

2 二次的被害について

(1) 職務執行の妨害によって原告が被った精神的損害

①被告東電及び国の原子力災害対策上の責任の内容は、関係法令等の定めに反する違法な対応による責任として、具体的に、被告東電及び被告国毎に、個々具体的に詳述し、立証してきているところであり、その要点は本準備書面の「別紙1」記載のとおりである。。

②そして、被告らのかかる違法な対応の全てが、必然的に、原告の双葉町の町長兼災害対策本部長としての法令に基づく正当な職執行を妨げるものとなっているのである。

③また、「原告が被った精神的苦痛の内容」についても、既に上記の被告らの違法対応と損害との関係を、個々具体的に整理して述べているところであり、その要点は本準備書面の「別紙2」記載のとおりである。

(2) 本件事故による人間関係の深刻な破壊による損害

①反論は、「人間関係の深刻な破壊を基礎づける具体的事実」の主張、立証がないとするが、原告の主張を全く理解していない。

②原告は、「人間関係の深刻な破壊」が、上述した被告らの原子力災害対策上の違法な対応によって、必然的に住民間の人間関係に深刻な分断が生み出されていることによるものであることを主張しているところである。

(3) 原告の町長失職による損害

①原告の町長失職については、被告らの原子力災害対策全般に亘る違法な対応、特に、中間貯蔵施設の双葉町設置の違法な強行が存在していたこと、及びそれが町民間の分断、対立を生み、議会の不信任議決の決定的な要因となっていることを、既に、議会議事録等の証拠

に基づき、具体的、克明に詳述しているとおりである。

②反論は、議会の不信任決議が、単に会議に「欠席」した職務怠慢が原因であるかのように述べるが失当である。

(4) 町政改革に懸けた志の破壊による損害

反論が失当であることは、上記（3）の町長失職についてと同様である。

3 三次的被害（本訴訟の提起）について

①従前の下記の失当な反論の繰り返しである。

- ・被告東電に強制されたものではない
- ・被告東電の直接請求手続きが存在
- ・民事訴訟法における訴訟費用は各自が負担

②なお、中間指針等の手続的、内容的違法性と、この違法な中間指針等を規範化してその枠内での損害賠償にしか応じようとしない被告東電の違法な対応が本訴訟提起の主原因であることも、既に詳述しているとおりである。

第5 財物に関する損害（損害D）についての反論が失当であること

1 本件家屋に係る損害について

①中間指針第四次追補は、帰還困難区域等について、本件事故当時に当該地域に居住していた避難者は、移住等を行い必要があると認められる等として、住宅、宅地取得のために実際に発生した費用についての賠償の対象範囲を示している。

②これは、福島第一原発事故の実態を踏まえた損害賠償ということで、差額説から不動産の再取得価値を重視する方向へ転換したものであり、正当な理論に基づく賠償である。

③被告東電の「住宅確保に係る費用」の賠償は、この第四次追補

に基づくものであるところ、反論は、裁判外における直接請求と裁判手続きによる請求とを区別して、前者には政策的に賠償に応じるが裁判手続きによる賠償には応じないとするものである。しかし、これは、中間指針の考え方に対するものであり、かつ、裁判手続きを放棄するよう不当、違法に誘導するものであって、政策的な合理性も正当性もないと言うべきである。

④したがって、原告が本件家屋に係る損害を「住居再取得費用＝解体＋改築費用」としていることは、この第四次追補さえ認めているところであることは明らかである。

2 本件土地に係る損害について（その1）：本件土地の効用滅失による損害について

①反論は、原告が本件土地の効用滅失による損害について具体的事実を何ら主張立証していないとするが、原告は、次の点について、既に詳述しているところである

- ・本件事故前の交換価値と本件事故後の交換価値
- ・効用滅却の発生理由
- ・損害額の算定

②かかる反論は、効用滅却の発生理由が、被告東電の原発から放出された放射性物質により土地が高濃度に汚染されて、長期に亘り全く利用できなくなっていることについての自覚の欠如を示すものというべきである。

3 本件土地に係る損害について（その2）：本件土地の逸失利益について

①原告が双葉町へ賃貸している土地は、双葉町の海水浴客用の敷地として長年にわたり賃貸していたものである。

②したがって、たまたま平成22年度確定申告書の不動産所得の

金額欄に記載漏れで記載がないことを捉えて、その賃貸事実を否定する反論は失当である。

4 本件土地に係る損害について（その3）：本件土地の効用滅却による損害と逸失利益との関係について

（1）富貴丸事件判決の判示内容とその意味

①上記判示は、逸失利益の請求権を否定したものではなく、物の交換価値は通常その物の使用収益を包含することによるることを判示している。

②したがって、物の交換価値が、通常、その物の使用収益を包含するといえない場合には、別途、請求し得ることとなるということも判示しているというべきである。

（2）農業者に対する逸失利益及び土地の賃貸についての逸失利益について

①中間指針は、避難等指示区域内の事業者の営業損害、及び避難等指示区域以外の政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害を、営業損害として賠償すべき損害としている。

②被告東電が、「避難等対象区域」外の耕作地について、「出荷制限指示等に伴う減収分（逸失利益）」を賠償しているのは上記中間指針に基づくものである。

③双葉町は避難指示区域であるから、原告が賃貸している双葉町内の土地の逸失利益についても、中間指針が賠償の対象としていることは、明らかである。

④中間指針等が、直接請求手続と裁判手続とで賠償の在り方に差を設けていないことは既に述べているとおりである。

以上